

令和2年（行ウ）第344号

LINEを用いたオンラインによる住民票の写し交付請求サービス適法確認請求事件

原告 株式会社Bot Express

被告 国

証拠説明書（甲47ないし甲50）

令和4年1月14日

東京地方裁判所 民事第51部 御中

原告訴訟代理人弁護士 水野泰孝



頭書事件に係る各証拠について、下記のとおり説明いたします。

記

号証	標 目	原本・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 47	「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会（第3回）」に係る議事概要	写し	R3. 12. 6 （開催日）	デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会	総務省におかれた「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」における議論状況及びその内容
甲 48	「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会 報告書」と題する報告書	写し	R3. 12. 28	同上	総務省におかれた「デジタル時代における住民基本台帳制度のあり方に関する検討会」における検討結果等

号証	標 目	原 本 ・ 写しの別	作成年月日	作 成 者	立 証 趣 旨 ・ 備 考
甲 49	「行政手続のオンライン化に当たっての本人確認の考え方」と題する事務連絡文書	写し	R2. 11. 16	内閣府規制改革推進室，内閣官房 IT 総合戦略室，内閣官房行政改革推進本部事務局	オンラインによる行政手続における本人確認方法に関する国の基本的な考え方 【備考】 本事務連絡文書は，甲 46 の本ガイドラインを補完するものとの位置付けである（1 頁）。
甲 50	「LINE CLOVA」と題する資料	写し	R2. 11	LINE 株式会社	本サービスによる本人確認方法において用いているシステムの概要 【備考】 特に左下の通し番号にて，12 頁ないし 17 頁

以 上